

農 政 に つ い て

まず、かごしま食と農の県民条例の改正の取り組みについて伺います。

知事は先の 6 月定例議会の自民党県議団代表質問に、農業産出額が全国で第 2 位の食料供給基地である本県は、食料・農業・農村基本法に基づき、講じられる国の施策と、足並みをそろえた取り組みを進めてきており、本条例の基本理念や目的は今後も変わらないものの、輸出促進やスマート農業技術の活用など、今般の改正基本法で、新たに盛り込まれた内容を踏まえた条例改正を行う必要性を表明されました。

また、今定例議会の 2 期目を迎えた所信の中でも、基幹産業である農林水産業や、観光関連産業のさらなる振興に取り組むとともに、技術力の高い製造業や、情報関連産業など新たな産業の創出にも取り組み、鹿児島県の「稼ぐ力」の向上を図っていくと述べられました。

すでに 7 月には有識者との意見交換会、8 月には振興局・支庁ほか計 7 か所で地域別意見交換会を実施されました。

そこでお尋ねいたします。

第 1 点は、条例改正の見直しの考え方案について説明してください。

第 2 点は、有識者との意見交換会の主な内容、だされた意見について教えてください。

第 3 点は、振興局・支庁等で開催された地域別意見交換の主な内容、出された意見はどのようなものであったのかお示してください。

また県は今後、食料安全保障の確保や、環境への負荷の低減など、意見交換で出された意見や県議会での論議を踏まえながら、本年度中の改正に向けて検討を進めると述べられております。

第 4 点は、改正までの今後の作業の進め方について説明をお願いします。

現条例第 18 条では、知事は、食、農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね 10 年間を期間とする基本方針を策定しなければならないと定めております。

国は農業政策の中長期的な方針を定める「食料・農業・農村基本計画」を、これまでは 10 年先を見据えて定めていましたが、今後は 5 年間を計画期間とする「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、既に、農業を取り巻く環境の変化が激しくなる中、政策の検証や見直しの積み重ねを、重視する作業を始めました。

本県の現基本方針は、令和 2 年 12 月議会で示されました。4 年が経過しておりますが、すでに状況の変化が表れております。私は第 18 条の概ね 10 年は 5 年に改正すべきではないかと思いますが

条例第 18 条の基本方針策定についての県の考えをお聞かせください。

「かごしま食と農の県民条例」は、平成 17 年 3 月 29 日交付されました。その間に至る検討の作業の中で、最も協議に時間をかけたのが「食」の言葉が発する意味、そこに包含される重要性であります。この言葉の中には日常食べる食品、食料、穀物、生産加工品、食品関連産業、はもちろんですが、当時国で検討作業が進んでおりました「食育基本法」を念頭に置いた「食」であります。

第 10 条で、県は、県民の健康な食生活の実現を図るため、学校教育、地域社会及び家庭の場において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、その他の必要な施策の実施に努めるものとする。」と定めてあり、

これらの施策を推進するため、「かごしまの“食”交流推進計画」を策定し、食育の取り組みを進めることとしております。

学校においては、栄養教諭等を中核とし、学校給食等を活用した食育の推進が施策としてあげられております。そこでお尋ねします。

第 6 点として、県民条例に基づく食育の推進の現状と今後の取り組み、また、学校における栄養教諭の配置状況及び食育の取組について伺います。

(担い手の確保・育成に関する施策)については第 12 条で家族農業経営の活性化及び農業経営の法人化の促進、新規就農者支援、女性の意欲と能力を十分発揮できる環境整備、高齢者の生きがいとして活動できる環境整備、集落を基礎とした農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織などと定めてあります。

現状は企業等の農業参入、労働力不足における外国人技能実習生の活用など大きく変化してまいりました。

第 7 点として、県は今後担い手の位置づけをどのようにされようと考えておられるのかお答えください。

第 14 条で、県は地域の特性を生かした農畜産物の生産振興・販売・流通等の促進を図るため、次に掲げる施策の実施に努めると定めてあります。

第 6 項では、観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物の利用促進の施策を求めています。

私は常々どうもこの連携による県内産の利用促進が弱いのではないかと、気がしてなりません。

知事が稼ぐ力の原動力として、県政の最も重要な基幹産業に位置付けているのが農業分野、観光産業であります。しかし、この重要な県政の基幹産業がどのような形で連携しながら、知事の言う「稼ぐ力」の好循環を作り発展しているのか弱い感じがしてなりません。

例えばその具体例として、現在検討作業を進められている鹿児島県観光振興基本方針の中に、県内の農畜産物の利用促進を意識した具体的な検討がなされているのかないのか、弱いではありませんか

知事が繰り返しどこでも挨拶で述べられる製造業の振興と合わせた 3 大基幹産業であります。もっと県政の運営の中において、明確な表現と強力な推進が必要ではないでしょうか。

また、第 5 条で、食品関連事業者は、県内産農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給を進めることにより、食、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする」と定めてあります。そこで伺います。

第 8 点として、観光産業及び外食産業とのより強力な連携をどのように進められるのか伺います。

土地改良法の見直し内容や今後のスケジュール等について伺います。

私たちが農村地域を回りますと、井堰や用排水路など共同施設の老朽化、組合員の減少、超高齢化、離農による賦課金未収など土地改良組合の運営、管理そのものが難しいと相談をよく受けます。

新基本法第 26 条（望ましい農業構造の確立）には、「多様な農業者により農業生産活動が行われることで、農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮する」

第 28 条（農地の確保及び有効利用）には、「農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずる」とそれぞれ追加記述されました。

これらを受け「土地改良法」の見直し検討作業が、国で検討されつつあると聞きます。

今、国での見直し内容や今後のスケジュール等についてはどのような内容なのか教えて下さい。

次に、災害復旧事業における改良復旧の推進について伺います。

この問題は、私のみならず、多くの議員がこれまで取り上げ繰り返し質問をし続けている課題であります。

知事も災害現場調査に来られた政府関係者にも直接要望されていることは承知しております。

問題は、法が制定された頃と現在では、台風や線状降水帯など、災害を起こす要因が大きく変わって来ていることであります。原因分析、将来への防災という観点が、旧態依然とした法律がかみ合っていないということではないでしょうか。

幸いに、昨年 7 月変更された国土強靱化基本計画において、災害の防止等に向けた改良復旧の取り組みを推進する趣旨が生かされ、新基本法では、第 29 条（農業生産の基盤の整備および保全）の中に「気候の変動その他の要因による災害の防止または軽減を図ることにより、農業生産活動が継続的に行われるようにするため、必要な施策を講ずるものとする」と追加記述されました。

そこで、どのような改良復旧の推進方策が国で検討されているのか方向性を説明ください。

喫緊の課題として持続可能な畜産業の振興について伺います。

まず、配合飼料価格安定制度についてであります。

国民の食生活の変化により、動物性たんぱく質の求めに対応して、畜産業も発展してきました。

この間、農業分野は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の妥結や、TPP11の発効による貿易の自由化の中で、常に輸入畜産物との価格競争を強いられ、規模拡大、経営コストの追求、環境変化への対策など、グローバル化の言葉を受け入れながら今日を迎えています。

本県畜産業はこうした中で、本県農業生産額の約7割を占めるまで発展し、関連業界と合わせ、県の産業をけん引する重要な基幹産業であります。

配合飼料価格の激変緩和策として、配合飼料価格安定制度が昭和43年に生まれ、民間の積立による「通常補填」国も関与した「異常補填」の二段階の仕組みによって、これまで生産者に対して、所要の補填が実施されてきました。

平成15年から令和4年度までの20年間に、17年（44四半期）補填の発動がありました。

平成19年度から平成20年度、平成23年度から平成25年度、令和2年第4四半期からの発動の中で、年間積立金を上回る規模での補填発動となり、累次にわたり借り入れ及び借り換えを行い、制度の持続をはかってまいりました。

現在も民間基金は安定機構を通じて、市中銀行から借り入れを実施して、運用がなされております。

畜産県鹿児島において、配合飼料価格安定制度は必要不可欠な制度であります。

係る情勢の中で、県として配合飼料価格安定制度をどの様に評価され、国にその必要性を強く訴えていくのか見解を伺います。

自給飼料対策について伺います。

畜産経営コストの大半は海外に依存する配合飼料であります。配合飼料価格の高止まりが続く中、粗飼料確保の維持・増大は不可欠であります。

一時的なコメ不足・価格上昇により来年度のコメ作付けが増加し、WCS、飼料用米等の作付け減少による粗飼料自給率の低下が懸念されます。

今後とも水田フル活用を推進するとともに、定着したWCS・飼料用米の作付けに必要な田植え機等の機械導入拡充を検討できないかも含めお答えください。

台風災害対策について伺います。

台風襲来時に停電が数日続く場合、畜産経営においては、養豚・養鶏のウィンドウレス畜舎を中心とした家畜の死廃、給水・給餌機器の停止が懸念されます。

経営の規模拡大もあり、水源はボーリングによるポンプアップが多数であり

畜産農家においては発電機の整備も進んでいるものの、リース機材会社への要望が集中し、発電機を確保できない事例も発生しております。

配合飼料基金養豚振興会では、畜産経営災害総合対策緊急支援事業を活用し令和 3 年度から令和 5 年度に、非常用電源の二分の一補助事業の窓口業務を行い、養豚を中心に 40 経営体、84 台の発電機の導入を実施しました。

先の台風 10 号では、大変助かりましたという多くの声も出ております。

当該事業は、肉用牛は、肉用牛経営安定対策補完事業の公募団体が、事業主体であります。肉用牛に対する取り組みは現在のところありません。

令和 6 年度当該事業は、能登半島地震地域に限定されており、災害発生に応じた地域指定となっています。

災害時の家畜の死傷、損耗防止対策のため、畜産農家への非常用電源の整備を進める必要があるのではと思いますが、活用事業等教えて下さい。

奄美・離島子牛価格急落対策について伺います。

8 月の種子島市場は去勢雌平均 399 千円、9 月の大島地域平均は 408 千円と急落しており、農家の経営を圧迫しております。離島地域においても畜産は大きな農業の柱であります。

子牛価格急落対策の即効性のある支援として、奄美・離島の交付金事業を活用し、地域限定・短期的な対策を検討すべきではないかと考えるところです。

現在実施している奄美・離島における交付金を活用した輸送コストの支援事業について、子牛購買者を誘致するために、購買者が負担する子牛の本土への輸送費や、離島における子牛生産者への支援のために、生産者が負担する配合飼料等の移入に係る輸送費に対する支援ができないのか伺います。

県管理河川の整備について伺います。

まず、隈之城川流域における特定都市河川の指定に向けた取り組み状況について伺います。

この件に関しては令和2年7月の浸水被害の発生を受け、令和2年9月議会一般質問で流域治水の必要性、令和5年12月議会一般質問でも流域治水を進める一つの手段として、「特定都市河川の」指定に向けた取り組みなど質問させていただきましたので重複した内容は省略します。

これまで国、地元薩摩川内市と調整し、特定都市河川の指定に向けた検討を進めているとのことでしたが、その後の取り組みはどのように進んでいるのか伺います。

次に、樋脇川（入来麓地区）における水辺空間形成への取組状況について伺います。

私の地元入来麓地区は2003年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

また、薩摩川内市が整備された国の重要文化財の旧増田家住宅があり、入来院家茅葺門、街路に面する石垣や庭園と併せて、観光客から人気を集めています。

県もこれまで、財政改革の厳しい状況下の中でありましたが、清色橋の欄干や、当時町道の山河橋架け替えに当たってのデザインなど、入来麓地区にマッチした支援をしていただきました。

入来麓伝統的建造物群保存地区に隣接する樋脇川に、護岸欠壊が予見される箇所も見つかり、以前から地区コミセン関係者をはじめ改良要望も出されておりました。

県も前向きに検討進めていましたが、どの様に改良すべきかで、地元でも意見の一致できない状況も続きました。

振興局河川港湾課の「地域にとって一番良い方法」をと、粘り強く検討、話し合い、説明を頂き、整備が前進する運びとなった聞いております。

樋脇川（入来麓地区）における水辺空間形成への取組状況について伺います。

次に、川内港の整備促進及びガントリークレーンの整備について伺います。

川内港では、唐浜地区国際物流ターミナル整備事業により、新たな岸壁やふ頭用地などの整備が進められています。

先月8月8日、日向灘を震源とする地震があり、県内でも被害がありました。その後、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

、また同月26日には、川内港が「特定利用港湾」に指定され、特定利用港湾について知事は、「災害時における迅速な対応にも資するものであると期待する」表明されました。

県西部に位置する川内港は、南海トラフ地震発生時において、物資輸送等の観点から、重要な役割を担うものと考えられるところであります。

このようなことから、私は、北薩地域の産業振興や、災害時の対応に資する川内港の整備は、重要であり大いに期待しているところであります。

そこで伺います。

県として、川内港についてどのようなことを目指して整備を進めていくのか伺います。

ガントリークレーンの整備について伺います。

本年 3 月薩摩川内市議会の質問で、県の川内港整備の遅れが指摘され、市が要望しているガントリークレーンの設置要望など、県・市の当初計画その理解度に違いがある旨報道がなされました。

その後、私どもも薩摩川内市、県双方から繰り返し説明も受け、港湾・漁港空港・臨港道路整備促進議員連盟、所管の総合政策建設委員会の皆様にも質問していただき、県においても川内港利用者の皆さんとも協議を重ねていただきました。

今議会の提案理由において、知事は、ガントリークレーンについて、「令和 9 年度末までに、新たに整備する唐浜地区のふ頭に整備することが必要であるとの考えに至った」と表明されました。そこで伺います。

ガントリークレーンについて、令和 9 年度末までに、整備が必要との考えに至った経緯、及び、整備に向けた現在の取り組みについて伺います。